

循環型社会の形成へ向けた産業界の取組みと 廃棄物処理法の課題

2016年6月30日
経団連 環境安全委員会
廃棄物・リサイクル部会長
山田 政雄

1-1. 環境自主行動計画[循環型社会形成編] ①

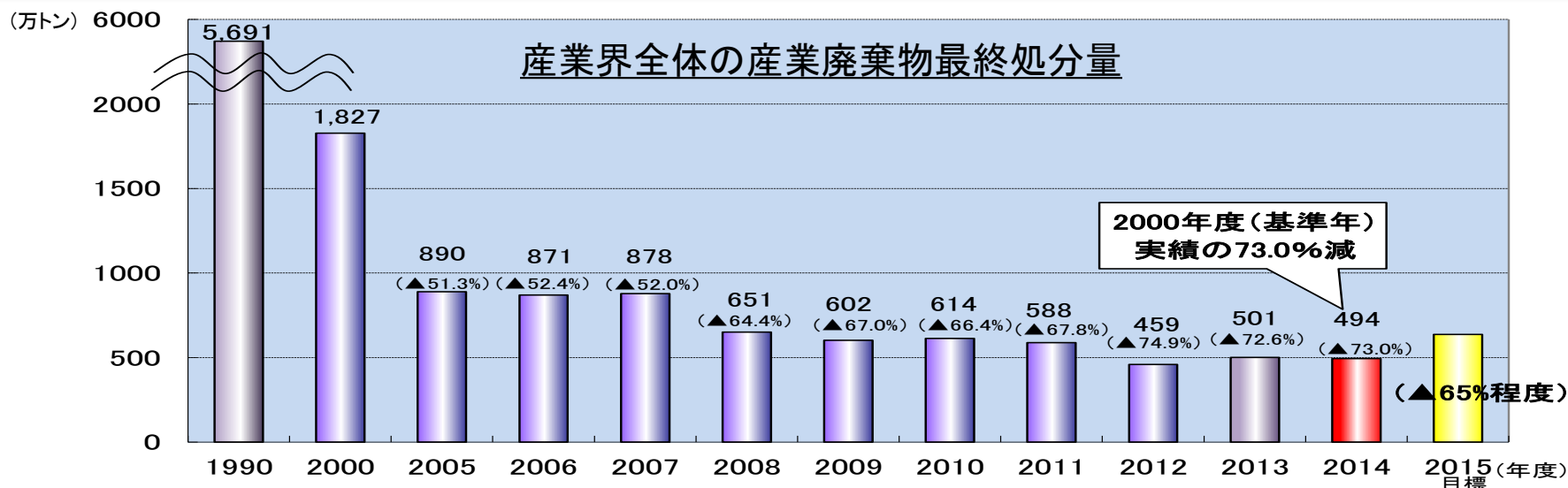
環境自主行動計画[循環型社会形成編]の歩み

- (1)1997年 :「環境自主行動計画」(廃棄物対策編)の策定
- (2)1999年12月:第一次目標「2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減」設定
- (3)2007年3月 :「環境自主行動計画[循環型社会形成編]」への改編
第二次目標「2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の86%減」設定
業種別独自目標の策定(最終処分量以外の目標を設定)
- (4)2010年12月:第三次目標「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績の65%程度減」設定

※現在、41業種が参加 (うち、産業廃棄物最終処分量削減目標の設定には32業種が参加)

2014年度 産業廃棄物最終処分量の実績

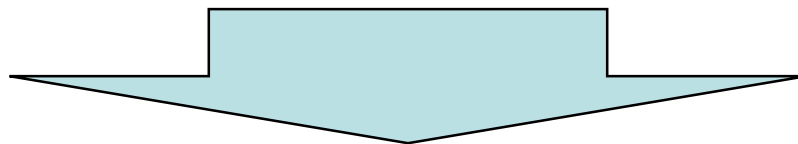
◆産業廃棄物最終処分量 約494万トン [2000年度実績から約73.0%減(1990年度実績から約91.3%減)]



1-1. 環境自主行動計画[循環型社会形成編] ②

2016年度以降の産業廃棄物最終処分量の目標

- (1) 事業者の取り組みによる最終処分量の削減余地は限界に接近。
東京オリンピック・パラリンピックなどの影響により、最終処分量が増加する可能性について指摘。
- (2) 「最終処分量を現状水準より増加させない」との考え方のもと、産業界全体の目標として以下の目標を掲げ、削減に向けた取組みを継続。



〔第四次目標〕 低炭素社会の実現に配慮しつつ、適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について2020年度に2000年度実績比70%程度削減を目指す。

1-1. 環境自主行動計画[循環型社会形成編] ③

資源循環に関する業種ごとの独自目標と主体的な取組み例

業種ごとの特性・実情に応じて、独自目標を掲げて推進。

〔目標指標の例〕 産業廃棄物の再資源化率、事業系一般廃棄物の処分量、再生紙及び環境配慮型用紙購入率 など

⇒ 2016年度以降は、資源循環の質の向上に向けた目標設定の充実に努める方針

(リデュース)

- 火力発電熱効率の維持・向上
- 需給管理の徹底による返品削減
- 事業系一般廃棄物の削減
- レジ袋の削減

(リユース・リサイクル)

- 廃棄物等の分別徹底
- 技術開発・用途拡大による廃棄物・副産物の有効利用の促進
- リサイクル部品の活用推進
- 他産業の廃棄物の受け入れ

- サーマルリサイクルの実施
- 使用済廃家電等からの貴金属回収
- 生ごみの堆肥化
- 海外におけるリサイクル事業の展開

(全般)

- 中間処理による廃棄物の減容化
- 環境配慮設計製品の開発・販売(リサイクル事業者との情報連携含む)
- 3Rの海外工場での水平展開
- リサイクル原材料等の利用促進 等

1-2. 産業界における支障除去等への協力

- ◇多くの企業は、遵法精神や環境自主行動計画等に基づき、適正処理の推進に努力。
 - ◇経団連は、厚生省(当時)の要請を受け、98年度より社会的貢献の観点から、「支障除去等に関する基金(※)」に資金協力。
 - ◇1998年度～2014年度の経団連協力金の合計は、約6億5,500万円。
- (※)廃棄物処理法に基づき、不法投棄・不適正処理の行為者が不明または資力不足の場合、代執行により支障除去を行う地方自治体に対し、総事業費の70%(2012年度までに支援が決定した事案は75%)を補助する基金。



- ◇環境省「支障除去等に対する支援に関する検討会」(2015年4月～9月)における検討報告書を受けて、2016年度以降は、マニフェストを頒布等している団体等を通じた新たな方式に基づき、引き続き、産業界として協力。

2. 廃棄物処理法(運用を含む)の見直しに向けた考え方

(1) 数次にわたる廃棄物処理法の見直しや、国・地方自治体・排出事業者・処理業者等の取組みにより、1990年代に比べ産業廃棄物に関する状況は大幅に改善。

⇒ 現在の技術水準・法制度の下での更なる改善は、限界に接近。

(2) 技術革新やビジネスモデルの変化に伴い、動脈産業による廃棄物の有効活用や、静脈産業による高度な廃棄物処理・リサイクルビジネスが進展。

⇒ 過度な規制は経済活動に悪影響を及ぼし、循環型社会の形成を阻害。



(1) 上記の観点から、今後、時代に即した法規制のあり方の検討が重要と認識。

(2) 当面の課題として、以下のような法制度の見直し・運用改善が必要。

◇ 手続の効率化、電子化（紙資源の有効利用）

◇ 広域的、効率的な処理の推進

◇ 実効ある制度体系の検討（優良産廃処理業者認定制度の改善）

◇ 企業体制の変化等への対応（企業が分社化した場合の取扱い）

3-1. 手続の効率化 ①

1. 自治体により異なる書式の統一

→ 各種申請書類、報告書等の書式の統一

- 〔例〕・産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の様式
- ・業許可に係る申請書類の様式

2. 各種手続の見直し、簡素化

→ 実態に即した手続の導入

- 〔例〕廃棄物処理業許可における役員変更届出期限(10日→30日)

→ 手続の簡素化

- 〔例〕産業廃棄物を同日に同一運搬先に複数回往復運搬する場合のマニフェスト交付の運用

3-1. 手続の効率化 ②

3. 電子マニフェストの制度の見直し・活用

- 電子マニフェストにおける運搬・処分終了報告期間(3日以内)の延長
〔例〕「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」に変更
- 処理業の許可と電子マニフェストシステムにおける廃棄物の分類の統一
〔例〕鉛蓄電池
 - 廃棄物処理業許可:「廃酸」「金属くず」「廃プラスチック類」
 - 電子マニフェスト:「鉛蓄電池」

4. 廃棄物処理法に係る情報の電子化

- 資源の有効利用、廃棄物の発生抑制を率先垂範して取り組む観点から、廃棄物処理法に関する手続・情報管理の電子化を強力に推進
- ⇒ 紙による申請・管理から電子申請・管理に抜本的に移行すべく、1～2年かけて検討・実施。

3-2. 広域的、効率的な処理の推進

1. 広域認定制度の見直し

→ 申請手続の効率化

〔例〕「相談」「事前確認」の一体化

2. 県外産業廃棄物流入規制の撤廃・見直し

→ 搬入先の都道府県等で必要とされる事前協議の見直し

〔例〕優良産廃処理業者に委託する場合の事前協議の撤廃

3-3. 優良産廃処理業者認定制度の改善

1. 排出事業者が優良産廃処理業者に委託するインセンティブの設定

〔例〕優良産廃処理業者に委託した場合の現地確認努力義務の見直し
(自治体の認識統一、法による現地確認免除の明確化)

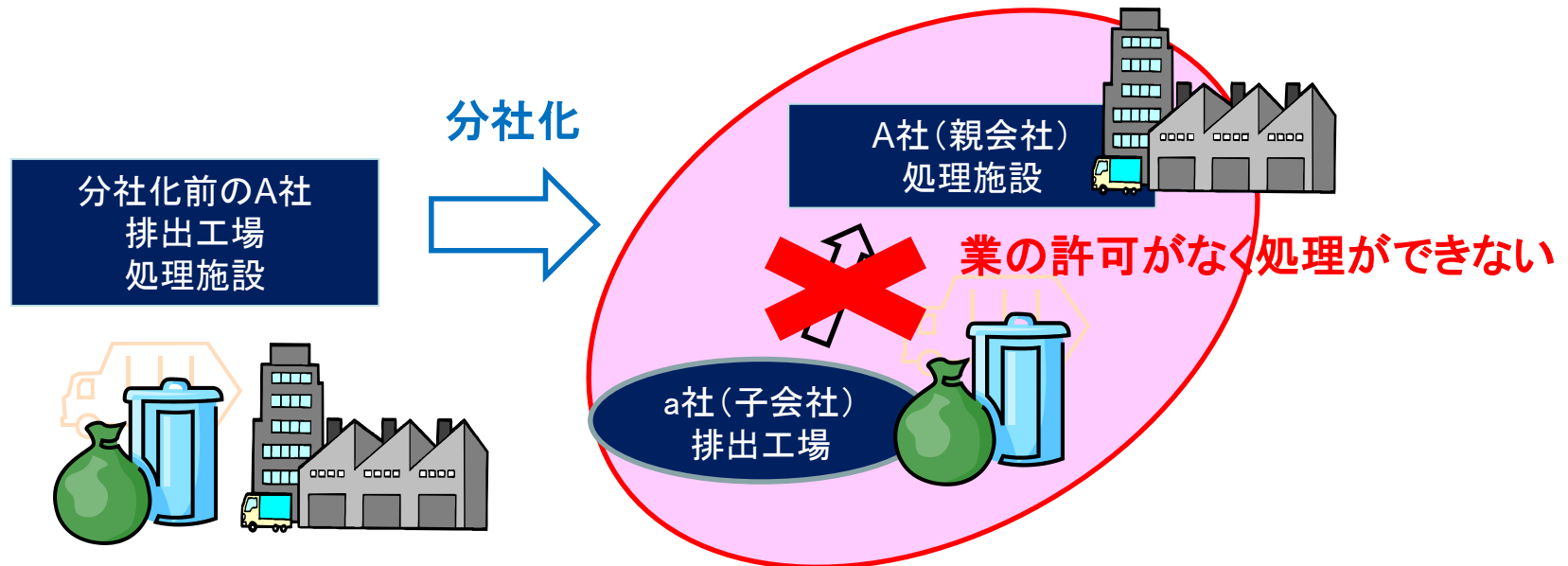
3-4. 企業が分社化した場合の取扱い

企業経営の効率化の観点から、企業の分社化が進展



廃棄物処理法が定める「自ら処理」および「委託処理」の規定に従うと、分社化前は可能であった「自ら処理」ができなくなる事態が発生。

親会社・子会社間の処理について、ともに排出事業者責任を負う前提で、届出など一定の手続を経た場合に限り、例外措置として自ら処理とみなし、業の許可を不要とすべき。



〈子会社a社が排出した廃棄物を親会社A社で処分する場合の例〉

4. 循環型社会の形成に向けた将来的な課題

<課題例>

1. 中間処理の効率化

→ 一般廃棄物の効率的な中間処理の推進に向けた検討

[例]・清掃組合広域化のさらなる推進

・民間処理業者が有する能力の活用

2. 廃棄物処理熱の有効利用

→ 廃棄物処理に付随して発生する熱の一層の有効利用



循環型社会の形成に向け、
資源循環をめぐる国際的な動向も見ながら
廃棄物処理法に限らず廃棄物・リサイクル政策全般の
幅広い観点から、議論することが必要。